

雇均総発 0927 第 1 号
令和 6 年 9 月 27 日

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局総務課長
(公 印 省 略)

令和 6 年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

厚生労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、
厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年
法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する
罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始め
とする改正事項が平成 31 年 4 月から順次施行される中、大企業・親事業者による
長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担
を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請など
の「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防
止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年 6 月に策定した
「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防
止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防
止に向けた取組を推進しているところです。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ
寄せ」防歟に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11 月を「「しわ寄せ」
防歟キャンペーン月間」と位置付け、厚生労働省が実施する「過重労働解消
キャンペーン」、公正取引委員会及び中小企業庁が実施する「下請取引適正化推
進月間」の各種取組と連携を図りながら、「しわ寄せ」防歟に向けた集中的・効
果的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封
のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等
への周知に御協力いただきますようお願いします。

なお、リーフレットは、以下に掲載しておりますので、御活用ください。また、
紙媒体に不足が生じた場合は、担当より送付させていただきますので、本通知末
尾に記載の担当までご連絡いただくようお願いいたします。

○ 「しわ寄せ」防歟特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

(担当) 厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室
TEL:03-5253-1111 (内線 7915) 大山